

「山梨県商品流通調査」よくある問い合わせ

よくある問い合わせ内容を質問形式でまとめております。
ご不明な点がございましたら、まずはこちらをご覧ください。

目 次

【調査全般について】

- Q1-1. この調査の目的は何か？ - 1 -
- Q1-2. 他の調査との違いは？ - 1 -
- Q1-3. 調査対象になった理由は？ - 1 -

【調査内容について】

- Q2-1. 年度でしか記入できない - 2 -
- Q2-2. 「生産」と「出荷」で年が異なる場合は？ - 2 -
- Q2-3. 「工場出荷価格」とは何か？原材料費も含むのか？ - 3 -
- Q2-4. 「出荷額」と「加工賃」、どちらを選択すればいいのか？ - 3 -
- Q2-5. 消費地別構成比とは？ - 4 -
- Q2-6. 消費地(出荷先)がわからない - 5 -

【回答方法について】

- Q3-1. 電子データで回答したい - 6 -

調査対象の事業者の皆さまにはご負担をおかけいたしますが、
調査へのご協力をお願いいたします。

<問い合わせ先>

山梨県 県民生活部 統計調査課 分析担当

TEL : 055-223-1344 (直通)

「山梨県商品流通調査」よくある問い合わせ

【調査全般について】

Q1-1. この調査の目的は何か？

事業所

「商品流通調査」の結果は何に使われますか？何のための調査ですか？

商品流通調査は、5年に1度、県が作成する「山梨県産業連関表」に使用します。統計法第24条の規定に基づく地方公共団体が行う統計調査として、**地域相互における商品の流通状況**を把握する目的で行うものです。

県

Q1-2. 他の調査との違いは？

事業所

この前、経済センサスの調査に答えたばかり。経済センサスや工業統計調査など今ある調査を使用できないのですか？

本調査は、他の調査では把握することができない「**地域の経済構造を把握するため**」の調査で、産業連関表を作成する上で必要不可欠な調査です。いくつもの調査でお手数をおかけいたしますが、ご協力をお願いします。

県

Q1-3. 調査対象になった理由は？

事業所

なぜ、うちの事業所が調査の対象になったのですか？
また、調査票にすでに品目が印字されているのはなぜでしょうか？

調査対象となる事業所は、**工業統計の出荷額**、もしくは**生産動態統計の生産数量等の大きい順**に選定しています。
また、統計法に基づいた手続を経て国の承認を得た上で、同統計のデータを利用して生產品目をあらかじめ印字しています。
なお、印字されている品目以外にも生産している場合は、品目を追加して記入をお願いします。

県

「山梨県商品流通調査」よくある問い合わせ

【調査内容について】

Q2-1. 年度でしか記入できない

事業所

令和2年1～12月の期間を対象としていますが、当事業所は年度(4～3月)でデータを管理しています。令和2年度の数値で記入していいですか？

出来る限り、令和2年1～12月の期間での記入をお願いします。
可能であれば、前年度の分(令和元年度1～3月分)と当年度の分(令和2年度4～12月分)のデータから記入していただきたいですが、難しい場合は、令和2年をなるべく多く含む1年間でご記入ください。

県

Q2-2. 「生産」と「出荷」で年が異なる場合は？

事業所

委託先から令和2年12月に部品を受け取って生産し、令和3年1月に納品(出荷)した場合、生産額、出荷額はどのように記入すればいいですか？

令和2年1～12月における生産品の流通状況を把握する調査のため、この期間(令和2年)に生産した場合は、「自工場生産額」欄に記入し、納品が期間外(令和2年ではない)であれば出荷額(「うち輸出向出荷額」「うち国内向出荷額」)には含めないでください。

県

事業所

この場合、「自工場生産額」が、「自工場消費額」と「輸出向出荷額」と「国内向出荷額」の合計と一致しくなくなります。

「自工場生産額」＝「自工場消費額＋輸出向出荷額＋国内向出荷額」となくても問題ありません。令和2年に生産したが、在庫として保管し、令和2年中には出荷しなかった場合も同様に扱ってください。

県

「山梨県商品流通調査」よくある問い合わせ

Q2-3. 「工場出荷価格」とは何か？原材料費も含むのか？

事業所

工場出荷価格とは何ですか？原材料費も含みますか？

工場出荷価格とは、貴事業所が他の事業者や販売店等へ、貴事業所で生産した製品を出荷する際の出荷価格（消費税抜き）を指します。
そのため、原材料費は工場出荷価格に含まれます。

県

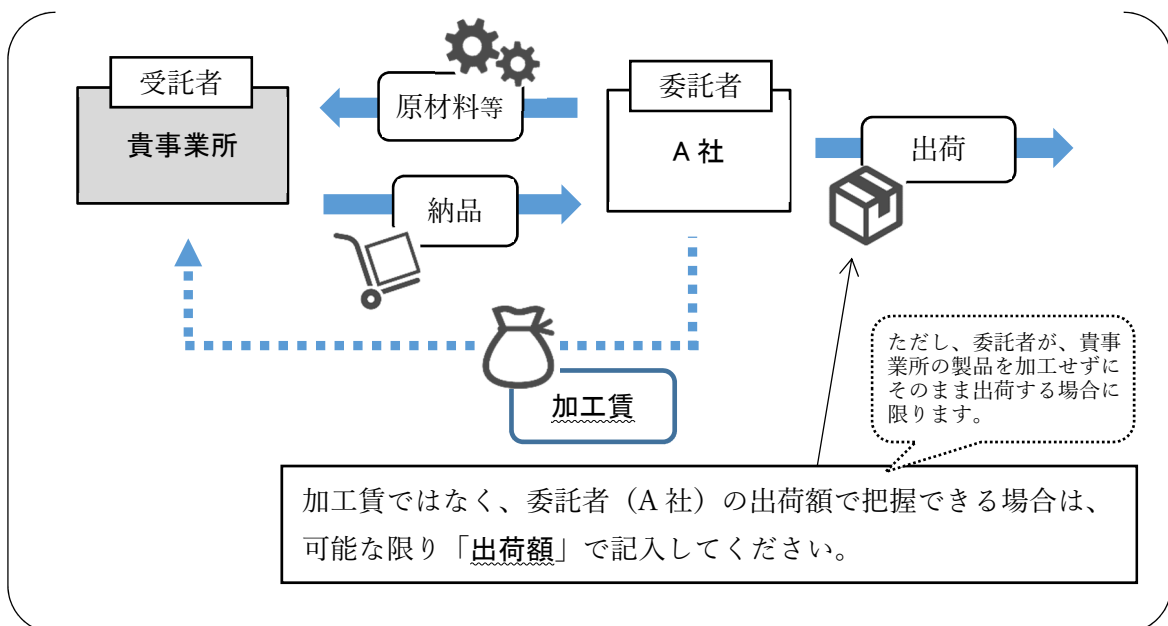
Q2-4. 「出荷額」と「加工賃」、どちらを選択すればいいのか？

事業所

当事業所は、A社からの委託を受けて生産し、A社へ納品しています。この場合は、「加工賃」を選択すればいいのですか？

「加工賃」は、他の事業所等から委託され、かつ委託者から原材料や製品等の提供を受けて、貴事業所が賃加工した場合が該当します。
この場合は、数量×加工賃、または、加工賃収入で記入してください。
ただし、委託者が出荷する際の出荷額を把握できる場合には、可能な限り「出荷額」を選択して、記入してください。

県



「山梨県商品流通調査」よくある問い合わせ

Q2-5. 消費地別構成比とは？

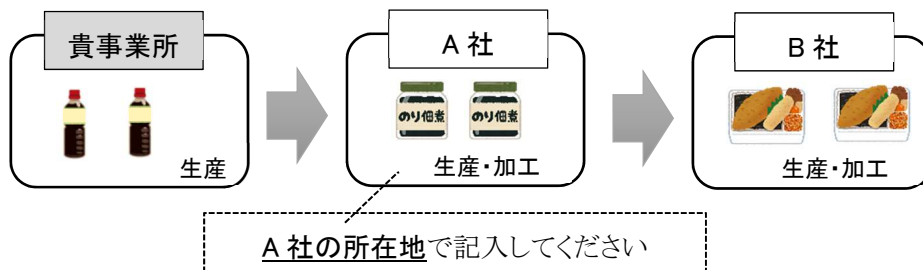
事業所

当事業所は、「中間製品(次工程に組み込まれるもの)」を生産しています。
この場合の消費地の区分は、次工程を行う事業所の所在地なのか、
それとも最終製品の出荷先なのか、どちらを記入するのですか？

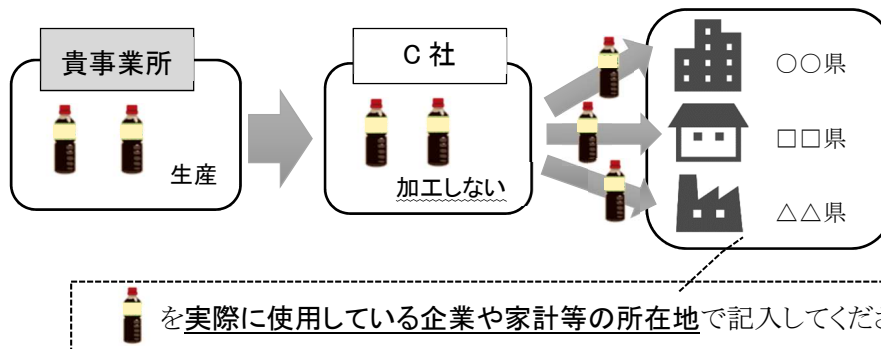
貴事業所の製品が最終的にどこで消費されているか、で区分します。
今回の場合は、次工程を行う事業所の所在地で区分してください。
ただし、貴事業所が出荷した先の事業所等で加工せずそのまま出荷している場合は、貴事業所の製品を実際に使用している企業や家計等の所在地で区分してください。

県

- ① 貴事業所の出荷先で、貴事業所の製品を原材料等として用いて生産している場合
→ 同製品を原材料等として用いて次工程の生産活動を行う地域で記入



- ② 貴事業所の出荷先で、貴事業所の製品が加工されずそのまま出荷されている場合
→ 同製品を購入して、実際に使用する企業や消費者の所在する地域で記入



「山梨県商品流通調査」よくある問い合わせ

Q2-6. 消費地(出荷先)がわからない

<ケース1>

事業所

当事業所は、〇〇県にある本社を經由して全国へ出荷しています。
この場合の「消費地別構成比」は〇〇県 100%と記入するのですか？

ここでは、最終的にどの地域で消費しているかを把握します。
そのため、一括で〇〇県に出荷している場合も、最終的に消費している地域がどこなのかで区別します。お手数ではありますが、本社(出荷先)へ照会していただくなどして、都道府県別に記入してください。

県

事業所

ただ、本社では他の事業所とまとめて出荷しており、うちの事業所分のみの出荷先まで把握していません。どうしたらいいですか？

出来る限り都道府県別に記入していただきたいのですが、どうしても困難な場合には、本社と相談していただいたり、ご記入者の方の経験に基づいたりして、可能な範囲で記入をお願いいたします。

県

<ケース2>

事業所

県内の卸売業者に一括で出荷しています。そこで、卸売業者へ問い合わせたところ、「各家庭へ配送しており、個人情報となってしまうため教えられない」との返答でした。どのように記入したらいいですか？

負担にならない範囲で卸売業者様に都道府県別の割合を確認していただき、可能な限り記入してください。
卸売業者様やご記入者様の経験に基づいた割合や把握している範囲だけでも構いませんので、ご協力をお願いいたします。

県

- 最終的にどこで消費しているかで区分してください。
- 流通業者や他社を經由している場合は、直接お問い合わせいただき、可能な範囲で都道府県別で記入をお願いいたします。

「山梨県商品流通調査」よくある問い合わせ

【回答方法について】

Q3-1. 電子データで回答したい

事業所

郵送で調査票が送られてきましたが、紙では記入しづらいです。
電子ファイルに入力し、そのまま電子メールで提出できますか？

電子ファイルについては、県統計調査課ホームページ「[やまなしの統計](https://www.pref.yamanashi.jp/toukei_2)」にエクセルファイルを掲載していますので、そちらをダウンロードし、印刷して提出してください。

提出方法は、調査対象の事業所宛てに郵送いたしました返信用封筒での提出のみとしています。(切手不要です)

セキュリティの問題上、電子メールでの提出は受け付けておりません。

お手数ではありますが、郵送での提出にご協力をお願いいたします。

県

山梨県統計調査課ホームページ「やまなしの統計」

(https://www.pref.yamanashi.jp/toukei_2)

やまなしの統計

“やまなしの統計”
で検索！

やまなしの「過去」そして「今」がわかる！

統計調査課 HP「やまなしの統計」では、最新データから過去の時系列データまで、様々なデータを掲載しています。

是非ご活用ください！

